

～知って役立つ～

# 町からのお知らせ

## 障害者職業能力開発校 訓練生募集

職業訓練生を募集します。

▼募集期間 4月10日～5月29日

▼入校料・授業料 無料

※教材費は自己負担（8千円）

▼場所 特定非営利活動法人  
愛・あいネット

▼訓練期間 7月4日～9月29日

▼訓練内容 Word、Excelを  
利用したパソコンの基本操作など  
詳細についてはお問い合わせく  
ださい。

▼お問い合わせ先

鹿児島障害者職業能力開発校

☎0996(44)2206

ハローワークかのや

☎0994(42)4135

## 固定資産税の減免申請は 5月31日(水)までに

次の固定資産税については減免の対象になります。納付前に手続きをお願いします。

①集会所など公益のために直接専用する固定資産

②生活保護法の規定により生活扶助を受ける者が所有し、かつ使用する固定資産

▼申請期限 5月31日(水)

▼申請場所

肝付町役場 税務課

・内之浦総合支所 町民生活課

・岸良出張所

▼必要書類 納税通知書・課税明細書・納付書

▼お問い合わせ先

肝付町役場 税務課

☎0994(65)8414

## 軽自動車税の減免申請は 5月31日(水)までに

一定級以上の身体障がい者の方の軽自動車税については減免の対象になります。

▼対象の軽自動車

・障がい者本人名義の軽自動車

・知的障がい者や18歳未満の身体障がい者である場合、生計を同一にする人の名義の軽自動車

平成29年度以降一度申請をしていただくと、その後も要件を満たしている間は手続き不要です。

ただし、次の方は更新が必要です

ので、納付前に手続きをお願いします。

①軽自動車の買替があった方

②障害の等級に変更があった方

▼申請期限 5月31日(水)

▼必要書類 納付書(支払う前のも

の)・免許証、車検証、障がい者手帳

※法人の減免については毎年申請が必要

です。車検証に「車いす移動車」などの記載がない場合は車

両の写真の添付をお願いします。

▼問い合わせ先

肝付町役場 税務課

☎0994(65)8414

## 〔国保・後期高齢〕 人間ドックの利用助成 について

肝付町では、健康の保持増進のために、人間ドックの利用助成を行っています。

▼対象者

・18歳以上で肝付町の国民健康保険の被保険者

・後期高齢者医療の被保険者

※国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の未納がある場合、助成を受けられないことがあります。

詳細については、肝

付町のホームページを

ご覧ください。

付町のホームページを  
ご覧ください。

▼問い合わせ先

肝付町役場 健康増進課

☎0994(65)8412



## 肝付町営農振興事業補助金について

園芸品目の面積拡大や新規品目の導入、生産性の向上、省力化、出荷調整等に要する機械や機材を整備する取組を支援します。

対象者	(1)認定農業者、認定新規就農者、営農活動推進団体、集落営農 (2)肝付町に住所を有し、町税等の未納がないこと。
対象作物	野菜、果樹、花き、水稻、雑穀、いも類、豆類、工芸作物
対象経費	(1)専用機械及び専用機材、専用アタッチメント (2)汎用性のある機械は、認定新規就農者が新規導入する場合に限り下記①②の機械を対象とする。 ①耕耘用機械（トラクター、耕耘機、管理機） ②薬剤散布用機械（動力噴霧機）
補助額	事業費の額が10万円以上のものに対し対象経費の2分の1以内（1件あたり限度額50万円）
留意事項	本事業は年度につき1回までしか申請できません。作付計画にある作物を作付けしなかった場合などは、補助金の交付決定取り消しや返還を求める場合もあります。補助事業が完了したときは3年間実績を提出してください。

事前に審査を行います。必要な書類などについては、肝付町役場農業振興課までお問い合わせいただくか、町ホームページをご覧ください。



必要な書類 見積書、カタログ等  
申込み期限 6月13日(火)  
申込み窓口 肝付町役場 農業振興課

※審査通過者は、補助金の交付申請に当たり、事業計画書、収支予算書、作付計画書を提出していただきます。

書類の提出・お問い合わせ先  
肝付町役場 農業振興課  
☎0994(65)2511